

奈良県子どもの貧困対策会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県子どもの貧困対策会議（以下「貧困対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 貧困対策会議は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

一 子どもの貧困対策に関し十分な知識と経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は三年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 貧困対策会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、貧困対策会議を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 貧困対策会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 貧困対策会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 貧困対策会議の庶務は、健康福祉部こども・女性局こども家庭課において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、貧困対策会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。